

令和2年度第3回理事会及び経営審議会議事録

理事会及び経営審議会（以下「理事会等」という。）への上程があったものとみなされる日

令和3年3月26日

理事会等の決議があったものとみなされる日

令和3年3月31日

理事会等の決議があったものとみなされた事項の提案者

理事長 藤澤 毅

理事会等の決議があったものとみなされた事項

第1号議案 令和2年度第2次補正予算（案）について

第2号議案 令和3年度予算（案）について

第3号議案 公立大学法人尾道市立大学教職員給与規程の改正について

第4号議案 公立大学法人尾道市立大学非常勤教職員就業規則の改正について

第5号議案 サテライト施設廃止に伴う関係規程の改正に関する規程について

第6号議案 公立大学法人尾道市立大学業務方法書の改正について

第7号議案 令和3年度年度計画（案）について

議事録の作成に係る職務を行った役員

理事長 藤澤 毅

議決権を有する理事及び委員（以下「理事等」という。）の数 8名

同意した理事等の総数 8名

第1号議案 令和2年度第2次補正予算（案）について

令和2年度第2次補正予算（案）について、別添（案）のとおりである。

第2号議案 令和3年度予算（案）について

令和3年度予算（案）について、別添（案）のとおりである。

第3号議案 公立大学法人尾道市立大学教職員給与規程の改正について

令和3年度教職員の人事方針について、別添（案）のとおりである。

第4号議案 公立大学法人尾道市立大学非常勤教職員就業規則の改正について

公立大学法人尾道市立大学非常勤教職員就業規則の改正について、別添（案）のとおり

である。

第5号議案 サテライト施設廃止に伴う関係規程の改正に関する規程について

サテライト施設廃止に伴う関係規程の改正に関する規程について、別添（案）のとおりである。

第6号議案 公立大学法人尾道市立大学業務方法書の改正について

公立大学法人尾道市立大学業務方法書の改正について、別添（案）のとおりである。

第7号議案 令和3年度年度計画（案）について

令和3年度年度計画（案）について、別添（案）のとおりである。

令和3年3月26日、理事長藤澤毅が理事等に対して、上記のとおり、第1号議案令和2年度第2次補正予算（案）について、第2号議案令和3年度予算（案）について、第3号議案公立大学法人尾道市立大学教職員給与規程の改正について、第4号議案公立大学法人尾道市立大学非常勤教職員就業規則の改正について、第5号議案サテライト施設廃止に伴う関係規程の改正に関する規程について、第6号議案公立大学法人尾道市立大学業務方法書の改正について及び第7号議案令和3年度年度計画（案）についての提案書を発し、当該提案について令和3年3月31日までに理事等から書面により同意の意思表示を得たので、定款第16条第1項第1号から4号まで及び6号並びに第20条第1項第2号、3号、5号及び8号に規定する審議事項について、当該提案を承認可決する旨の理事会等の決議があったものとみなされた。

以上のとおり、理事会等への上程及び決議があったものとみなされた事項を明らかにするため、この議事録を作成し、議事録の作成に係る職務を行った理事が次に記名押印する。

令和3年3月31日

広島県尾道市久山田町1600番地2

公立大学法人尾道市立大学 理事会及び経営審議会

議長 藤澤 毅